

中之条町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月10日

中之条町農業委員会

第1 基本的な考え方

改正農業委員会法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地利用の最適化の推進」について取り組まなければならない業務と明確に位置づけられた。

中之条町においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地域では、野菜、果樹、花きを中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組む必要がある。

以上の観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくように、中之条町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する中之条町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止、解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の耕地面積	遊休農地面積	割 合
現 状 (平成26年)	1, 5 2 0 ha	1 2 2 ha	8 %
5年後の目標 (平成31年)	1, 5 0 4 ha	8 4 ha	6 %
目 標 (令和5年)	1, 4 4 5 ha	0 ha	0 %

注1：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

（２）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制による農地の利用状況調査（以下農地パトロール）と農地の利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成28年5月25日付け28経営第509号）に基づき実施する。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、日常的に実施する。

農地の利用意向調査は、農業委員と推進委員の担当制の下で、調査票の発出後に戸別訪問による相談活動等により利用意向の確認を行う。

農地パトロールと利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の実施の際に、農地中間管理機構の活用を促進する資料を同封することにより、農地中間管理機構の活用意向の拡大を図る。

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

また、農地の相続届出の案内の際に、農地中間管理機構の活用について言及し、リーフレット等の窓口での配布や設置をするなど、届出時に農地中間管理機構の活用について、PRを行う。

③非農地判断について

農地パトロールの中で、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積	農地利用集積面積	集積率
現 状 (平成26年)	1, 520 ha	227 ha	15 %
5年後の目標 (平成31年)	1, 504 ha	346 ha	23 %
目 標 (令和5年)	1, 445 ha	621 ha	43 %

備考：担い手への農地利用集積目標は、群馬県農業農村振興計画の目標66%に沿って、5年後及び概ね10年の当該市町村の目標を設定した。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち販売農 家の主業農 家数)	経営体数	担 い 手			
			(内 訳)			
			認定農業者	認定新規就 農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (平成26年)	1, 292戸 (69戸)	53 経営体	43 経営体	0 経営体	10 経営体	0 団体
5年後の目標 (平成31年)	1, 180戸 (73戸)	57 経営体				
目 標 (令和5年)	1, 078戸 (77戸)	61 経営体				

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「地域計画」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市町村担当部局と調整の上、記入する。

（２）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直し

農業委員会として、地域（１集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

②農地中間管理機構等との連携

農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）期間満了を迎える利用権設定の農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権等の農地中間管理事業への移行促進

農地の利用調整については、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権等の更新時期における農地中間管理事業への移行を促進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域においては、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業や国庫、県単事業の連携による事業実施者の負担軽減策の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域にあった取り組みを推進する。

④農地の所有者等が確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等が確知することができない農地については、農業委員会の公示後、農地中間管理機構を通じて利用権設定できる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

（３）担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現 状 (平成26年)	1 人	0 法人
5年後の目標 (平成31年)	6 人	0 法人
目 標 (令和5年)	11 人	1 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

県・県の農業委員会ネットワーク機構、県農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じ現地見学や相談会を実施する。

②新規就農フェアへの参加・活用

町、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③企業参入の推進

担い手が不足している地域においては、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

中之条町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、中之条町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力